

## 金融危機と破綻銀行処理政策 - 昭和金融恐慌への対応 -

甲南大学 永廣 顕

### < 報告要旨 >

本報告の課題は、昭和金融恐慌後の休業銀行の破綻処理問題を検討することにある。先に報告者は、昭和金融恐慌に対応して行われた公的資金導入の展開過程を解明した。しかし、公的資金導入の過程で行われた休業銀行の破綻処理をめぐる諸政策については、十分に検討していなかった。したがって、本報告では、昭和金融恐慌後の休業銀行の破綻処理政策の展開過程について究明することとしたい。

昭和金融恐慌後の休業銀行の破綻処理問題に関する研究は、従来、きわめて不十分であったといえるが、近年、その研究の欠落を埋める研究が相次いで発表された。だが、これらの研究は、休業銀行の破綻処理において重視されると考えられる、政策当局（大蔵省および日銀）の関与のあり方という視点から、休業銀行の破綻処理問題を検討しているとはいえない。そこで、本報告では、昭和金融恐慌後の休業銀行の破綻処理において政策当局がどのように関与していたのかを考察し、入手可能な第一次資料をできる限り利用しながら、休業銀行の破綻処理政策の展開過程を検討していくことにしたい。

報告内容は以下の通りである。

- ・はじめに
- ・破綻処理方法の決定
- ・破綻処理遅延への対応
  1. 破綻処理の遅延
  2. 預金払戻の便法
  3. 中小商工業者応急資金の融通
- ・休業銀行監理法案の立案
- ・むすび

[ 本報告は、拙稿（2002）「昭和金融恐慌と休業銀行の破綻処理問題」甲南大学経済学会編『甲南経済学論集』第43巻第2号に依拠している。 ]

### < 討論者からのコメント >

名古屋市立大学 横山和輝

永廣報告は1927年昭和金融恐慌後の破綻処理政策に関して、第1次資料をできるだけ活用することによってすすめられた研究の成果を整理したものである。

昭和金融恐慌は、銀行パニック、すなわち瞬間的かつ多発的な預金取付によって銀行休業が続発した歴史的な事件である。銀行パニックが発生しうること、これは金融システムの不安定性を意味するとともに、政策当局による何らかの信用秩序維持政策の必要性を示唆

する。したがって現実に銀行パニックが生じたときにどのような政策的対応がとられたのかを考察することには大きな意義があるといえる。加えて、近年、金融政策の有効性や限界について様々な議論が交わされていることを考慮するならば、まさにホットトピックの1つともいえる。

昭和金融恐慌を対象とした先行業績は枚挙に暇がないが、永廣論文は、休業銀行の破綻処理政策に関しては必ずしも研究がすすんでいるとはいえない状況が続いていたことを1つのモチベーションとしている。その上で、破綻処理政策の遅延、預金払い戻しの具体的内容、中小商工業者への資金融通が結果としてスムーズに進展しなかったこと、といった点について報告を行なった。

報告では第1次資料の分析に力点を置いていたが、読み取る視点として今一度、銀行パニックと信用秩序維持政策について確認しておこう。銀行パニックには2つの側面がある。1つは銀行の期間変換機能に対する信頼が失墜することで預金取付が発生するという側面である。預金者が何らかの理由で現在消費に対する需要を高めるという自己実現的な意思決定のもとで預金取付に走るという側面である。例えば預金者保護のセイフティネット形成は、このような側面に対応した信用秩序維持政策だといえるし、公的資金の導入によって流動性供給メカニズムを回復させるという措置も考えられる。もう1つ、銀行の情報生産機能に対する信頼が失墜することで預金取付が発生するという側面もある。これは、預金者が銀行を資産運用パフォーマンスの面から規律づけしているものと解釈できる。このような側面を考慮するならば、銀行会計の透明性や銀行と事業会社との間のエージェンシー問題を回避する策（貸出審査体制あるいは担保に関する制度的枠組みの拡充）が要求されてくる。

永廣論文で取り上げられている政策的対応は、期間変換機能への信頼失墜という側面から浮かび上がる論点といえる。しかしながら、昭和金融恐慌における銀行パニックの性質としては、情報生産機能に対する信頼失墜という側面がクローズアップされるというのが定量的分析における通説的理解となっている（例えば藪下史郎『金融システムと情報の理論』第10章、東京大学出版会、1995年）。

そこで、永廣報告では詳述されなかった次の質問が疑問として生じる。

< 質問1 >

「昭和金融恐慌への対応策としては、銀行会計制度や貸出審査体制、担保規定なども重要な項目とされてくる。これらの論点も含めた総括的把握を通じて昭和金融恐慌の政策的対応を明らかにし、破綻処理政策そのものの意義を考慮すべきではないか？」

永廣が言及している破綻処理政策であるが、結果として銀行数を減らす形で破綻処理がすすめられたことが興味深い。流動性ショックを通じて資産運用パフォーマンスにかかわりなく銀行が休業に追い込まれたのであれば、公的資金を導入して流動性パフォーマンスを回復させて再び市場に復帰させればよい。にもかかわらず複数の休業銀行の経営母体を総括させて1つの銀行を新設する（昭和銀行の設立）といった方策がとられている。当時

の銀行業が規模の経済性のある市場構造であればこれは効率的ともいえるが、果たしてそれが適切であったかどうか、検討の余地はあろう。だがそれ以前に、20世紀初頭から銀行合同政策がすすめられ、銀行数はおおむね減少傾向にあったことを想起するならば、素朴な疑問として次の質問がでてくる。

< 質問 2 >

「破綻処理政策における意思決定と銀行合同政策方針との間に関連が認められるか？」

加えて、永廣報告で提示された興味深い史実として、中小商工業者への資金融通が図られたものの、借入れが消極的であった点が指摘されている。この点についての疑問が浮かぶ。

< 質問 3 >

「中小企業金融に関する政策的判断が果たして適切であったのかどうか？政策当局が金融市場をどの程度的確に把握していたのかを考察することで、政策的対応への評価も変わりうるものと言えまいか？」

以上、3つの質問は、そのような問題意識のもとにさらに研究を進める意義があるのではないかというコメントとして解釈されたい。これらは容易に解決できる問題ではないだろうし、その解答に即答できずとも、現時点において永廣報告が非常に興味深い史実提示を行なっていることは、末尾ながら強調しておきたい。

< 討論者からのコメントに対するリプライ >

< 質問 1 > について

本報告では、期間変換機能の信頼失墜への対応策として「預金払戻の便法」と「預金部の中小商工業者応急資金の融通」、情報生産機能の信頼失墜への対応策として「休業銀行監理法案の立案」を検討した。しかし、「休業銀行監理法案の立案」については、破綻処理における政策当局の関与が「強制管理」から「監督鞭撻」へと後退した理由など、資料的制約から十分に検討することができなかった。また、1927（昭和2）年に制定された銀行法や、銀行法により強化された銀行合同政策との関連を明確にし、破綻処理政策の意義を総括的に考察すべきであったと思われる。これらの論点については、今後の検討課題としたい。

< 質問 2 > について

破綻処理にあたって実施された公的資金の導入（日銀の補償法特融）、整理銀行（昭和銀行）の新設は、銀行合同政策を促進することを意図していたといえる。しかし、本報告では、< 質問 1 > へのリプライでも述べたように、銀行合同政策が破綻処理政策の意思決定にどのような影響をもたらしたのかについては、十分に検討することができなかった。この論点を明確にすることができれば、破綻処理における政策当局の関与が「強制管理」から「監督鞭撻」へと後退した理由も明らかにすることができるとと思われる。今後の検討課題としたい。

< 質問 3 > について

本報告で検討した預金部の中小商工業者応急資金は、昭和金融恐慌後に中小銀行の預金が大銀行や郵便貯金等へと移動して中小商工業者に対する融通資金が著しく減少したことに対応し、主たる原資であった郵便貯金の増加により運用余力が増加した預金部資金を中小商工業者に対して融通しようとするものであった。しかし、本報告で述べたように、その資金融通方法（貸付機関、償還期限）には問題があり、その後 1929（昭和 4）年頃になると財界等から中小商工業者に対する資金融通についての要求や提案が数多く行われた。したがって、中小企業金融に関して政策当局が金融市場を的確に把握していたとはいえないと考えられる。